

【記者発表資料】

平成 23 年 10 月 8 日
福島県海岸保全行政事務地方連絡協議会
(農村基盤整備課、森林保全課、河川計画課、河川整備課、港湾課)

福島県沿岸における海岸堤防高さの設定について

福島県では、津波対策を検討するにあたり、「福島県海岸における津波対策等検討会」(座長：日本大学工学部長林久夫教授)を設置し、海岸保全施設の設計の対象となる津波(以下、「設計津波」という。)及び最大クラスの津波の想定、設計津波及び高潮・波浪に対する計画堤防高、設計津波を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮出来る海岸保全施設の構造等について検討を進めていたところです。

海岸堤防等の復旧を進めるにあたっては、検討会の提言を踏まえ、福島県沿岸を14の地域海岸に区分し、各地域海岸において基本となる堤防高さを設定しましたので、お知らせします。

なお、今般堤防高さを設定した海岸堤防の災害査定は、今月下旬から実施されます。

1 地域海岸における主な地区

単位：T.P.(m)

地域海岸	主な地区名	海岸堤防高さ
新地海岸・相馬海岸①	新地町、相馬市(原釜～尾浜)	7.2
相馬海岸②	相馬市(尾浜～磯部)	7.2
鹿島海岸	相馬市(蒲庭)、南相馬市(鹿島区～原町区泉)	7.2
原町海岸・小高海岸	南相馬市(原町区下渋佐～小高区)	7.2
浪江海岸・双葉海岸	浪江町、双葉町	7.2
大熊海岸	大熊町	7.2
富岡海岸	富岡町	8.7
檜葉海岸	檜葉町	8.7
広野海岸	広野町、いわき市(久之浜町末続～金ヶ沢)	8.7
久之浜海岸	いわき市(久之浜町久之浜～田之網)	7.2
四倉海岸・平海岸①	いわき市(四倉町～平沼之内)	7.2
平海岸②・磐城海岸①	いわき市(平薄磯～小名浜下神白)	7.2
磐城海岸②	いわき市(小名浜下神白～泉町)	7.2
勿来海岸	いわき市(小浜町～勿来町)	7.2

2 添付資料

- ・福島県海岸の津波対策等に係る提言
- ・福島県沿岸における海岸堤防高さの設定について
- ・福島県海岸における津波対策等検討会開催要領

【問い合わせ先】

(担当者) 河川計画課 主幹 島 俊秀
電話 024-521-7499(県庁内線 3605)
FAX 024-521-7716